

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

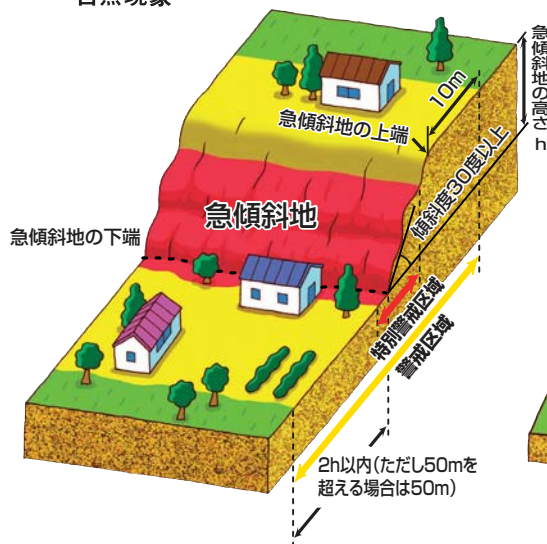
土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域 〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

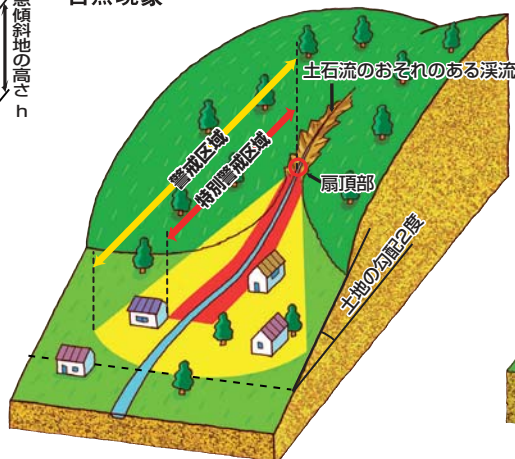
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



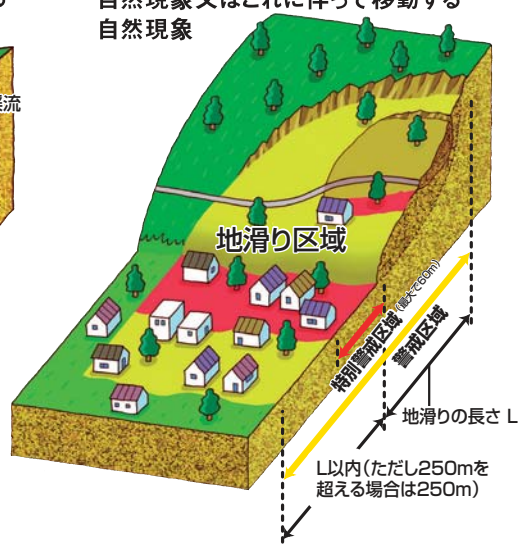
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…



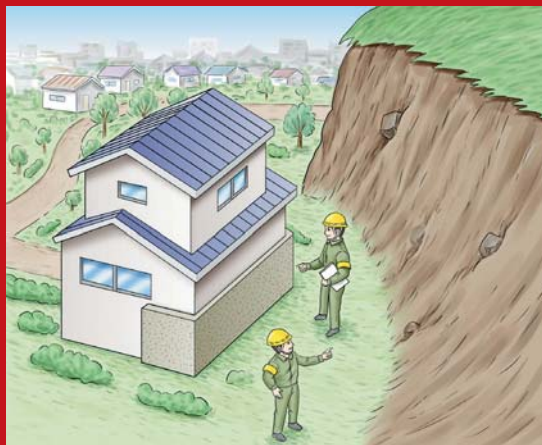
警戒区域では



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】

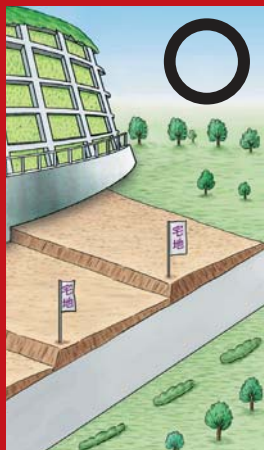


建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【建築主事を置く地方公共団体】

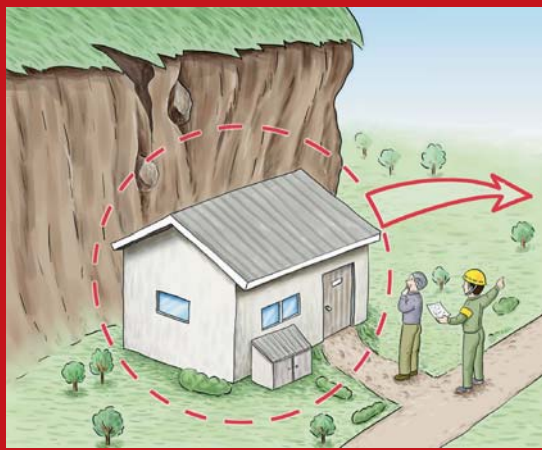
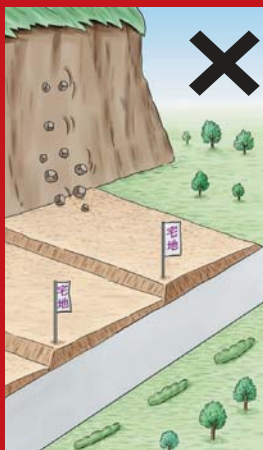
特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】

お問い合わせ先

岡山県土木部防災砂防課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7482

HP:<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/65/>

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

土砂災害に注意しましょう！

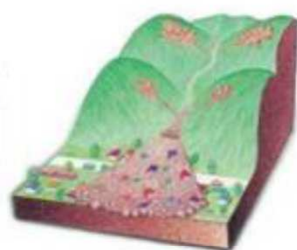
土砂災害とは？

台風などの大雨によって起こる災害です。

起きる場所や現象によって「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」と言います。

○土石流とは？

山腹や溪床を構成する土砂の一部が長雨や集中豪雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象です。流れの速さは20～40km/hという速度で一瞬の内に人家や畑などを壊滅させてしまいます。



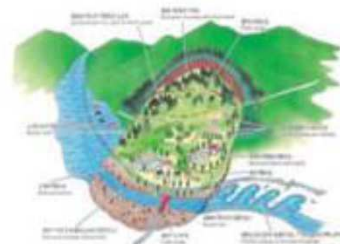
○がけ崩れとは？

雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れる現象です。ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。



○地すべりとは？

斜面の土塊が地下水などの影響により地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象です。一般的に広範囲に及び甚大な被害を及ぼす可能性が高い。



土砂災害の前兆現象

土砂災害の主な前兆現象です。

これらの現象を見たり聞いたりしたら土砂災害が起こる可能性が高いので、早めに避難しましょう。

○土石流が起こる可能性があります

- 山鳴りや、立ち木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。



○がけ崩れが起こる可能性があります

- がけからの水が濁る。
- がけに亀裂が入る。
- 小石がパラパラ落ちてくる。



○地すべりが起きる可能性があります

- 地面にひび割れができる。
- 水面や井戸の水が濁る。
- 斜面から水が噴き出す。

